

## 若手セミナー・研究フォーラム注意事項

令和3年3月10日

### 【活動内容】

- 若手セミナー・研究フォーラムともに、開催回数は年2回以上とします。これ未満の場合、当初支給した活動資金の全額返還を求めることがあります。
  - なお、学生による発表会（※）は、若手セミナーとして認められません。ただし、以下の場合は、この限りではありません。
    - ・学生以外による基調講演が含まれる場合
    - ・学生同士による討論形式の研究会が主体となる場合 など学生のみでの発表会については別途募集していますので、そちらにご応募ください。若手セミナーとの重複応募も可能です。
- ※ 発表者全員が学生の学会形式の発表会（ポスター発表含む）

### 【会告】

- 開催案内として、テーマ、開催日時、会場、講演者などの主要な情報を電気学会誌の会告欄に掲示して下さい。
- 会告の依頼先は、電気学会本部総務課 山本様（TEL：03-3221-7312、FAX：03-3221-3704、E-mail：yamamoto@iee.or.jp）です。
- 会告依頼の締切日は、原則として開催日の属する月の2ヶ月前の15日（応当日が休日の場合は直前の営業日）です。（下記例1参照）。ただし、開催日が月の上旬の場合、周知期間を考慮して、開催日の属する月の3ヶ月前の15日（応当日が休日の場合、直前の営業日）とする（下記例2参照）。
  - 例1：7月20日開催の場合⇒7月号（7月1日発行）に会告掲載⇒会告依頼の最終締切日は5月15日
  - 例2：7月7日開催の場合⇒7月号（7月1日発行）の会告掲載では周知期間が短いため、6月号（6月1日発行）に掲載⇒会告依頼の最終締切日は4月15日
- 電気学会東海支部のホームページに開催案内を掲載するため、本部あてに送付した原稿を事務局（ieej-tok@gc4.so-net.ne.jp）にも送付してください。

### 【中間報告】

- 10月31日までの終了分については、11月2日までに中間報告書（電子ファイル）を提出して下さい。中間報告書の様式は、「活動報告書」の題目を「中間報告書」に変更して下さい。なお、中間報告には、押印、証憑類の添付は不要です。

### 【最終報告】

- 最終報告として、以下の書類を3月10日までに事務局あて送付して下さい。
  - ・活動報告書

- ・ 援助金支出明細
- ・ 会計表
- ・ 証憑類

#### 【会計】

- 活動資金として認められる費目は、会場費、会議費（お茶代）、通信費、消耗品費、アルバイト代です。備品費，懇親会費は一切認められません。
- すべての経費には領収書が必要です。また、領収書には単に品代とするのではなく、文具代や会議費など具体的な使用目的が分かるように記載してもらってください。
- 講師への謝金・交通費は事務局が銀行振込をしますので、講師の自宅住所、口座情報などを事務局あて提出してください。

東海支部のホームページからダウンロードできますのでご活用下さい。

- (1) 研究フォーラム申し合わせ / 若手セミナー申し合わせ
- (2) 会告フォーマット
- (3) 研究フォーラム活動報告書フォーム / 若手セミナー活動報告書フォーム  
(援助金支出明細も含まれています.)
- (4) 会計表
- (5) 謝金領収書
- (6) アルバイト領収書
- (7) 税額計算例
- (8) 受付名簿